

# 第38次宮城県社会教育委員 兼 第13次宮城県生涯学習審議会委員の公募について

## 1 趣 旨

社会教育法及び社会教育委員条例等により設置された「宮城県社会教育委員の会議」は、社会教育に関する諸計画を立案するなど、宮城県における社会教育の積極的な推進について意見を述べる機関です。

また、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び生涯学習審議会条例により設置された「宮城県生涯学習審議会」は、生涯学習に資するための施策の推進に関して調査審議等を行う機関です。

この公募は、「宮城県社会教育委員の会議」及び「宮城県生涯学習審議会」の審議に、県民の意見を反映させることを目的として実施するものです。

なお、宮城県社会教育委員は宮城県生涯学習審議会委員を兼務します。

## 2 任期・募集人数

任期は、令和6年5月1日（水）から令和8年4月30日（木）までの2年間です。

宮城県社会教育委員1名を募集します。

## 3 募集期間

令和6年1月11日（木）から令和6年1月31日（水）（必着）まで。

## 4 応募資格

次のいずれにも該当する方。ただし、国、地方公共団体の職員を除きます。

- (1) 宮城県内に居住又は通勤・通学している方
- (2) 年齢満20歳以上（令和6年4月1日現在）の方
- (3) 社会教育について関心のある方
- (4) 年4回程度開催する会議（社会教育委員の会議兼生涯学習審議会）に出席できる方

## 5 応募方法

各市町村教育委員会又は教育庁生涯学習課に備付けの応募用紙（生涯学習課のホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入し、『『これからの宮城の社会教育』について私の思うこと』のテーマで作成した1,200字程度の小論文を添付して、次の点に御注意の上、令和6年1月31日（水）（必着）までに、教育庁生涯学習課に直接持参又は郵送により御提出願います。

- (1) 直接持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までにお持ちください。
- (2) 郵送の場合は、令和6年1月31日（水）午後5時まで必着でお願いします。ファクシミリや電子メールによる提出は、受付できません。
- (3) 応募書類については返却できませんので、あらかじめ御了承願います。

## 6 選考方法

- (1) 第1次審査（論文審査）
- (2) 第2次審査（面接）

（裏面につづく）

(つづき)

**7 選考結果**

1次選考結果は、令和6年2月中旬、2次選考(面接)結果は3月下旬までに通知します。

**8 報酬等**

委員には、宮城県条例の規定により報酬及び交通費相当額が支給されます。

**9 お問合せ先及び応募書類の提出先**

宮城県教育庁生涯学習課生涯学習企画振興班

〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-3653 Fax 022-211-3697 Eメール [syogaks@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syogaks@pref.miyagi.lg.jp)